

# 栗田町内会自主防災規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、平常時における住民の防災意識の高揚と災害の予防を図るとともに、災害発生時における応急処置の任務及び分担を明確にして住民の安全と治安を守ることを目的とする。

(住民の心構え)

第 2 条 住民は、常に防災に心掛け、災害が発生した場合は、一致協力して被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

2 災害発生時は、自力による避難が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対して、積極的に支援を行なうよう努めなければならない。

## 第2章 自主防災組織及び任務

(組 織)

第 3 条 町内会役員及び町内各団体並びに会長が指名した者をもって、別表の「自主防災組織」を編成する。

2 災害時応援員は、災害時に防災部長の指揮下のもと、指示を受け活動する。

(防災指導員)

第 4 条 横須賀市の「自主防災指導員育成講習会」を受講した住民は、防災指導員として、町内の防災活動に協力する。

(災害対策本部)

第 5 条 災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるときは、会長を本部長とする災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部を設置する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。

(2) 災害が発生し相当規模の被害が生じたとき、又は災害の発生により被害が生じる恐れがあるときで、本部長が必要と認めたとき。

(3) 大規模地震発生に関する警戒宣言が発令されたとき。

3 本部は、中央公園に設置する。ただし、町内会館及び周辺の安全が確認された場合は、状況により町内会館に設置する。

4 本部は、本部長・副本部長・防災部長・防災部長補佐及び副部長により構成する。

(災害時の任務)

第 6 条 本部長は、自主防災組織を統括し、組織員の指揮にあたる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職を代行する。

3 本部は、災害対応の活動方針を決定し、防災部長が防災部長補佐と協同して各班担当副部長に指示する。

4 要援護者担当の副本部長は、要援護者担当を兼務する副部長、班長を指揮し、近隣住民と協力して要援護者を救出・救護する。

5 各班の任務は、次の各号による。

- (1) 情報・連絡班・・・ア 災害状況、住民の安否を的確に把握・整理し本部に報告するとともに、住民に情報を周知する。  
イ 震災時避難所が開設された場合は、連絡員を派遣し本部との連絡・調整にあたる。
- (2) 救出班・・・・・・・・負傷者、幼児、高齢者、病弱・障害者等の救出にあたる。(要援護者担当)
- (3) 消火班・・・・・・・・住民に出火防止を呼びかけるとともに、初期消火等被害の拡大防止に努める。(要援護者担当)
- (4) 避難・誘導班・・・一時避難地等における避難状況の把握及び災害の拡大により、住民の安全確保が危惧される場合は、安全な場所に避難・誘導する。(要援護者担当)
- (5) 救護班・・・・・・・・負傷者の応急処置等の救護にあたる。
- (6) 警備班・・・・・・・・住民が避難した後の町内の警備にあたる。
- (7) 給食班・・・・・・・・必要に応じて炊き出しを行うほか被災者に対して給食・給水の配分等を行う。

(自主防災組織員及び災害時応援員の非常召集)

第 7 条 第5条の規定により本部が設置された場合で、自身及び家族等の安全が確保されたときは、速やかに自主防災組織の活動に参加し、担当班の任務又は指示された任務にあたるものとする。ただし、状況により指定された担当以外の任務にあたる場合もある。

(平常時の任務)

第 8 条 平常時においては、次の各号について実施するとともに、自主防災事業の企画推進に努める。

- (1) 防災意識の啓発普及  
住民の防災意識の高揚と防災知識の向上を図る。
- (2) 防災資器材等の整備と管理  
災害時に必要な資器材の整備と常時使用可能な状態に管理・保管する。
- (3) 防災訓練等の実施  
災害時に適切な対応ができるよう防災訓練を行い、防災知識・技術の習得・習熟を図る。
- (4) 非常食等の備蓄  
被災者への応急的救援のため、非常食と飲料水等を備蓄する。
- (5) 要援護者への対応  
ア 市より情報提供された要援護者については、異動等の情報を収集し名簿、所在地図の整理と現況の把握に努め、災害時の迅速な対応に備える。  
イ その他の要援護者については、可能な範囲で情報の収集に努め災害時の支援に備える。
- (6) 地域が行う防災活動へ参加する。

(栗田小学校区避難所運営に係わる要員指名と運営参加)

第 9 条 本部長は、栗田小学校区避難所運営委員会設置要領に基づき、必要な派遣要員を別に定め指名する。

2 指名された避難所総括担当は、派遣者を統括し「震災時避難所」における担当業務の任務にあたるとともに、本部との連携を図り関係自治会と協力して避難所運営にあたる。

- 3 派遣者は、平常時における栗田小学校区避難所運営委員会活動に参加する。

### 第3章 雑 則

(委 任)

第 10 条 この規程の施行についての必要な事項は、防災部長が起案し役員会の承認を得て別に定める。

平成 5年10月17日制定

平成 7年 4月 1日改正

平成19年 1月21日改正

平成22年 4月 1日改正

平成23年 5月 8日改正